

# 知っておきたい消費税のこと

## 10月1日から消費税率が10%になります

詳しくは

「政府広報オンライン」(<https://www.gov-online.go.jp/>)

をご覧ください

政府広報  
消費税

検索

Q. どうして今、消費税率が上がるの？

A. 高齢者の安心と若者の希望を確かにする、みんなの社会保障にするためです。

少子高齢化が進む今、社会保障を全ての世代のためのものに転換し、これらを次世代に引き継ぐために消費税率の引き上げが必要です。

Q. 具体的には、どう使われるの？

A. 引き上げ分は、全ての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引き上げ分は、子育てや医療・介護、年金、高等教育など、子育て世代や現役世代を含む全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

Q. 家計や景気への影響は大丈夫？

A. 家計と景気、両方の視点から対策を行います。

消費税率引き上げに伴う家計の負担を減らすために、飲食料品などの消費税率を8%に据え置きます(軽減税率制度↓詳しくは、3ページへ)。ほかにも、景気への影響を緩和するため、次のような対策を行います。

- ・子育てしやすい環境を作るため
- 【待機児童の解消】
- ・全ての子どもが健やかに成長できるように
- 【幼児教育・保育の無償化】
- ・経済的理由で進学をあきらめないため
- 【高等教育の無償化】
- ・介護離職ゼロを実現するため
- 【介護職員の処遇改善】

- ・自動車や住宅の購入などに対する税制上や住まい給付金などの支援
- ・マイナンバーカードを活用したポイントへのプレミアム付与
- ・中小企業・小規模事業者でのキャッシュ決済に対するポイント還元(10月～令和2年6月)
- ・低所得者や0～2歳児の子育て世帯向けプレミアム付商品券

参照 「政府広報オンライン」(<https://www.gov-online.go.jp/>)



### 事業者の皆さんへ

#### 仕入税額控除の方式が変更

軽減税率制度の導入により、飲食料品などの仕入れがある全ての事業者は、帳簿・請求書・レシートなどの記載を複数税率に対応させる必要があります。

また、レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となる場合があります。中小企業・小規模事業者向けの補助金がありますので、詳しくはお問い合わせください。

#### 問合せ

【制度について】  
消費税軽減税率電話相談センター(平日9時～17時)  
☎0120・2005・5533  
【補助金について】  
軽減税率対策補助金事務局(平日9時～17時)  
☎0120・3998・1111

#### 「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店登録はお早めに！

加盟店に登録するには、決済事業者と契約を結び、加盟店IDを発行してもらった上で、登録申請を行う必要があります。既にキャッシュレス決済を導入していても、改めて決済事業者を通じて加盟店登録をしなければ、ポイント還元の対象店にはなりません。

#### 問合せ

ポイント還元問合せ窓口(平日10時～18時)  
☎0570・0000・6555

Q. 軽減税率制度とは？

A. 日々の生活における負担を減らすために、次の対象品目に係る税率を8%に据え置くものです。

**軽減税率の対象品目 8%**

- 飲食料品(お酒・外食を除く)
- 新聞

**その他の品目は 10% (標準税率)**

**飲食料品の範囲について**

軽減税率対象	標準税率対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>ケータリング・出張料理など 顧客が指定した場所で行うサービスに伴う飲食料品の提供</li> <li>有料老人ホームでの飲食料品の提供・学校給食など</li> <li>医薬品 医薬部外品など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外食 ①飲食設備(テーブル、椅子、カウンターなどの飲食に用いられる設備)のある場所において ②顧客に飲食させるサービス</li> <li>飲食料品(食品表示法に規定する食品) II 人の飲用または食用に提供されるもの</li> <li>水 ミネラルウォーター</li> <li>水道水</li> <li>酒類 アルコール分1度以上のものを指す(みりんや料理酒など、調味料の中にも「酒類」に当たるものがあります)</li> <li>一体資産* 食品 食品以外</li> </ul>

※「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産のことで、税抜き価額が1万円以下であり、食品の価額の占める割合が3分の2以上の場合、軽減税率の対象となります(それ以外は、標準税率の対象)。

#### 水道料金・下水道使用料の消費税率が変更

水道料金と下水道使用料に適用されている税率が、8%から10%に変更になります。新しい税率の適用は次のとおりです。なお、検針の際にお渡しする「使用水量のお知らせ」で、対象となる地区が確認できますので、ご覧ください。

- ▼偶数月検針地区の場合(芦原温泉上水道財産区域を除く旧芦原町全地区、坪江、廻岳)  
令和元年11月使用分(令和2年1月末請求分)から
  - ▼奇数月検針地区の場合(金津、伊井、細呂木、吉崎)  
令和元年12月使用分(令和2年2月末請求分)から
  - ▼毎月検針地区の場合(芦原温泉上水道財産区域\*)  
\* 舟津温泉、二面温泉、田中温泉、牛山および二面の一部  
令和元年11月使用分(12月末請求分)から
  - ▼令和元年10月1日以後に新規開栓の場合  
該当する検針地区にかかわらず、10月以後の最初の検針から
- 問合せ 上下水道課 ☎73-8036

#### あわら・わくわくプレミアム付商品券の発行

10月からの消費税率10%の引き上げにより、市民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地元の消費を促進するため、あわら・わくわくプレミアム付商品券を発行します。対象者には、プレミアム付商品券の購入引換券を9月末に送付します。詳細は、引換券に同封するチラシまたは、市のホームページをご覧ください。

購入期間 10月1日(火)～令和2年2月28日(金)

\*購入希望者は、引換券を持って早めにご購入ください。

対象 ・市民税非課税者(申請必要)  
・3歳児未満の乳幼児のいる子育て世帯主(申請不要)

問合せ <市民税非課税者の申請に関する事> 福祉課 ☎73-8020  
<子育て世帯に関する事> 子育て支援課 ☎73-8021

